

令和7年第4回 岡谷市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和7年4月28日（月）午後2時00分から午後3時15分

2. 場 所 401B会議室

3. 出席者（15人）

I. 農業委員（8人）

会 長	1 番	宮澤 淑
委 員	2 番	今井 久夫
〃	3 番	濱 由美子
〃	4 番	山岡 啓助
〃	5 番	早出 澄雄
〃	6 番	清水 江身子
〃	7 番	山田 和男
〃	8 番	高林 敬子

II. 推進委員（3人）

小口 建二
山崎 和彦
伊藤 範雄

III. 事務局職員（4人）

局 長	小林 隆志
次 長	宮坂 征憲
主 任	後藤 円佳
会計年度職員	黒河内 規子

4. 欠席委員

なし

5. 議事録署名委員

3 番	濱 由美子
7 番	山田 和男

6. 議 事

- ・議案第16号 農地法第3条の規定による許可処分について
- ・議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請書の進達について
- ・議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請書の進達について
- ・議案第19号 令和7年度最適化活動の目標設定について
- ・報告

7. 会議の概要

【開会 午後2時00分】

高林会長代理 みなさん、こんにちは。これから令和7年第4回岡谷市農業委員会総会を開催します。本日は全員が出席していますので、本総会はこちらに成立していることを宣言します。それでは会長から挨拶をよろしくお願いします。

会長 あいさつ(省略)

それでは日程3に入ります。本日の議事録署名委員の指名をいたします。3番 濱由美子 委員、7番 山田 和男 両委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
(了承)

議長 それでは日程4の議事に入ります。議案第16号 農地法第3条の規定による許可処分につきまして上程をいたします。1番、地区は小井川地区です。小口委員よろしくお願いします。

小口委員 説明いたします。申請地の概略の位置は、市道西堀通り線を下諏訪方面に進み、山崎医院駐車場看板前の側道を諏訪湖方面に進み、花岡手袋工場のわき道を入ったところに位置しております。南西側はすべて広い畑、その他周辺は住宅街になっております。申請内容を申し上げます。

〔議案書を朗読〕

次に現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。申請代理人が立ち会いのもと現地確認を行いました。境界につきましては、木杭等で明確になっていました。なお、譲渡人は譲受人の兄で、相続した畑を弟に贈与することです。以上、所有権の移転について特に問題ないと判断しましたが、よろしくご審議いただきますようお願いします。

議長 ありがとうございます。ただいま小口委員から説明があり、所有権移転について特に問題ないとのことですが、何かご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということで、1番を決定とさせていただきます。続きまして、2番から10番までを事務局から説明をよろしくお願いします。

宮坂次長 説明いたします。これからご審議いただく内容は、従来、農用地利用集積計画の決定についてとして上程しておりました議案に替わるものとなります。ご承知のと

おり、令和6年度までは農業経営基盤強化促進法に基づき利用権設定による相対での貸し借りが行われてきましたが、法改正に伴い、当該制度による手続きが令和7年3月31日をもって廃止となりました。今年度からは農地の貸借について、地域計画対象地域となる湊栃久保地域に関しては中間管理機構を通じた貸し借りとなり、それ以外の地域につきましては、農地法第3条に基づく許可が必要となっております。このため、今総会より新たな制度に基づく申請についてご審議いただきますが、議案の様式について、表題の部分がこれまでのものと一部変更となっております。具体的には、表題の一番上の行、左から2列目ですが、従来「利用権を設定する土地」と表記していたものを「権利を設定する土地」と改めております。次にその右隣ですが、従来「設定する利用権」と表記していたものを「権利内容」に、最後にその右隣ですが、「利用権設定者」と表記していたものを「申請者」にそれぞれ改めております。それでは、議案の内容についてご説明申し上げます。

今回、農地法第3条第1項の規定による許可申請につきましては、全部で9件、10筆ございまして、内訳といたしましては新規が1件1筆、継続が8件9筆となっております。説明は以上となります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明があり、何かご異議はございませんでしょうか。

（異議なし）

議長 異議なしということで、2番から10番を決定とさせていただきます。議案第16号は以上です。続きまして、議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請書の進達につきまして上程をいたします。1番、地区は今井地区です。今井委員よりお願いします。

今井委員 説明いたします。申請地の概略の位置は、国道20号今井信号機を北上し、天竜商事今井店の北隣に位置します。申請内容を申し上げます。

〔議案書を朗読〕

申請代理人が現地調査に立ち会いました。次に現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。申請地南側は天竜商事今井店で、境界はフェンスにより明確になっていました。周辺関係者の了解を得ているとのことです。土地の形状変更は特に行わないとのことです。以上、農地転用に関して特に問題ないと判断しましたが、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただいま今井委員から説明があり、農地転用について特に問題ないとのことです、何かご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということで、1番を決定とさせていただきます。続きまして、2番、地区は小井川地区です。小口委員よろしくお願いします。

小口委員 説明いたします。申請地の概略の位置は、小井川東町線を国道20号方面に進み、小井川区民会館横のT字路を左折し、20mほど進み、小井川賀茂神社前の側道を諏訪湖側に10mほど入ったところに位置しております。周辺は住宅街となっております。申請内容を申し上げます。

〔議案書を朗読〕

次に現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。申請者立ち会いのもと現地確認を行いました。境界は木杭、コンクリート杭で明確になっていました。土地の形状変更ですが、現在の高さで問題無いため、改めて造成は行わないとのことです。また、隣接地に農地が存在しないため、日照等の影響はございません。雨水排水は、宅地内地下浸透式で処理し、家庭用雑排水は公共用下水道に接続することです。また、申請地は埋蔵文化財地域に指定されておられません。以上、農地転用に関して特に問題ないと判断しましたが、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただいま小口委員から説明があり、農地転用について特に問題ないとのことですが、何かご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということで、2番を決定とさせていただきます。続きまして、3番、地区は新倉地区です。山崎委員よろしくお願いします。

山崎委員 説明いたします。申請地の概略の位置は、県道下諏訪辰野線を辰野方面に進み、川岸郵便局手前を天竜川側に約50m入ったところで、構造改善を行っている、元々は水田地帯の一角です。先月もこの地域で申請がありまして、宅地化が進み田や畑がだんだん少なくなっている状況です。申請内容を申し上げます。

〔議案書を朗読〕

次に現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。申請者と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。境界ですが、西側南側がU字溝で、刻印、金属プレートがあり、他の2面もコンクリート構造物に刻印が入っていて、隣接地の所有者とも確認済みで明確になっていました。田を畑にする際に、道路より約10cm高くなっているため、許可後は切土を行い、U字溝の上にグレーチングを敷き、

車の出入りに支障のないようにするとのこと。また、申請地は埋蔵文化財地域に指定されておられません。以上、農地転用に関して特に問題ないと判断しましたが、よろしくご審議いただきますようお願いします。

議長 ありがとうございました。ただいま山崎委員から説明があり、農地転用について特に問題ないとのことですが、何かご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということで、3番を決定とさせていただきます。続きまして、4番、地区は中屋地区です。早出委員よろしくお願いします。

早出委員 説明いたします。申請地の概略の位置は、県道下諏訪辰野線を湖北トンネル方面に進み、山ノ手橋信号機を右折し、下諏訪方面に150mほどのところにあります。申請内容を申し上げます。

〔議案書を朗読〕

申請代理人が現地調査に立ち会いました。次に現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。申請地は現在、アスファルト舗装されております。今回、現況に合うように整え是正措置を講じたいと考え、申請をすることにしました。境界は11箇所の杭があり、明確になっていました。以上、農地転用に関してご審議いただきますようお願いします。

議長 ありがとうございました。ただいま早出委員から説明があり、農地転用についてご異議はございませんでしょうか。

山岡委員 舗装されている状態で申請があったのでしょうか。

後藤主任 事務局から補足説明いたします。今回の申請は追認のための申請でして、公図のとおりで、もともとは1筆だったのですが、一部分を転用してしまったので、是正したいとのことで申請を出していただいたものであります。

議長 よろしいでしょうか。他に何かご質問等あるでしょうか。

山崎委員 この転用について、罰則等はあるのでしょうか。

後藤主任 罰則ということではなく、是正のために申請していただいたものになります。

議長 よろしいでしょうか。他に何かご質問等あるでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということで、4番を決定とさせていただきます。

議長 議案第17号は以上です。続きまして、議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請書の進達につきまして上程をいたします。1番、地区は小井川地区です。清水委員よろしくをお願いします。

清水委員 説明いたします。申請地の概略の位置は、ドラッグストア マツモトキヨシ岡谷若宮店の裏手北側で、JR 高架下との中間に位置し、近年宅地化が著しい地域です。
〔議案書を朗読〕

次に現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。現地調査には、施工業者の社員1名が立ち会いました。造成の方法は、約0.8m盛り土を行い、また、西側法面に対する措置はコンクリート擁壁にすることです。隣接農地所有者には境界立会いの際に了解を得ているとのこと。資料の最後のページをご覧ください、東側道路は既存のコン柱が入っていましたが、後退し、道幅を広げることです。図面通り外周の各数字の所に、プラ柱、コン柱で明確になっていました。雨水の排水は宅地内地下浸透式で処理、家庭用雑排水、汚水は公共用下水道に接続することです。また、埋蔵文化財地域には指定されていません。以上、農地転用に関して特に問題ないと判断しましたが、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただいま清水委員から説明があり、農地転用について特に問題ないとのことですが、何かご異議はございませんでしょうか。

山崎委員 造成計画平面図について、下3区画のところの斜めに書かれてあるものは水路ですか。

宮坂次長 上と下で段差を付けるためののり面だと施工業者の社員がおっしゃってありました。黒く塗ってある道路からでも出入りできるし、下側も市道になっているのでどちらに駐車場を作っても車の出入りができるように、段差を設けるとのことでした。

議長 事務局の説明でよろしいでしょうか。他に何かご質問等あるでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということで、1番を決定とさせていただきます。続きまして、2番、地区は東堀地区です。伊藤委員よろしくをお願いします。

伊藤委員 説明いたします。申請地の概略の位置は、京セラ(株)岡谷工場から 150mほどのところで、また、小東橋から国道 20 号方面に進み、380mほどのところに位置します。

〔議案書を朗読〕

次に現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。現地調査には、申請代理人が立ち会いました。譲受人は子供たちが通う学区内で住宅を建築できる場所を探しておりました。譲渡人は高齢で、耕作が困難であるので異議はなく快く承諾となりました。境界は、令和 5 年 1 2 月 2 6 日に立会いが済んでいるとのこと。申請地の北側は譲渡人所有の土地で、プラ柱、コン柱で明確になっていました。東側南側は農地に隣接していますが、コンクリート擁壁で明確になっていました。西側は道路に接しておりますが、セットバックを行うとのこと。雨水は自然浸透、地下浸透式で処理し、汚水は公共下水道に接続するとのこと。建物の高さは 2 階建てとするが、用途地域の範囲で行うので、日照・通風等は問題ありません。また、申請地は榎垣外遺跡の埋蔵文化財地域に指定されておりますので、教育委員会と協議するよう指導しました。以上、農地転用に関して特に問題ないと判断しましたが、よろしくご審議いただきますようお願いします。

議長 ありがとうございます。ただいま伊藤委員から説明があり、農地転用について特に問題ないとのことですが、何かご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということで、2 番を決定とさせていただきます。続きまして、3 番、地区は東堀地区です。伊藤委員よろしくお願いします。

伊藤委員 説明いたします。申請地の概略の位置は、信学会 東堀保育園から沖電線(株)岡谷工場方面に 100mほどのところに位置します。

〔議案書を朗読〕

次に現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。現地調査には、申請代理人が立ち会いました。譲受人は以前より実家近くに新居を構えたいと考えていたところ、面積的にも丁度良い土地が見つかり、この度話がまとまりました。譲渡人は、平成 4 年に取得して以来農業を行ってきたが、近年維持管理が難しく、また高齢も重なり管理が大変で悩んでおり、以前より処分を考え相談していたところ、この度話がまとまりました。申請地の西側は宅地、北側は田、東側は JA の分譲地で工事中、南側は市道に接しております。それぞれコン柱やプラ柱で明確になっていました。雨水は地下浸透、汚水は公共下水道に接続するとのこと。北側耕作地とは 2.66m 以上離して建築し、耕作地に影響を与えないよう十分配慮するとの

ことです。日照・通風については、耕作地への影響は軽微であります。また、申請地は埋蔵文化財地域に指定されておりません。以上、農地転用に関して特に問題ないと判断しましたが、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 ありがとうございました。ただいま伊藤委員から説明があり、農地転用について特に問題ないとのことですが、何かご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということで、3番を決定とさせていただきます。議案第18号は以上です。続きまして、議案第19号の令和7年度最適化活動の目標設定につきまして上程いたしますので事務局よりご説明をお願いします。

宮坂次長 議案第19号の令和7年度最適化活動の目標設定について事務局より説明させていただきます。この件につきましては、3月の総会におきまして、議案第14号で目標設定案をお諮りし決定いただいたところでございます。その後、長野県農業会議に記載の内容について確認し問題無しとの回答を4月14日付でいただいております。このため、本日配布しました資料は3月の総会でお示ししたものと変わりはございません。つきましては、今年度の目標としてご議決をいただきたいため、ご審議のほどよろしくお願いいたします。なお、令和6年度の最適化活動の点検と評価につきましては5月末の第5回の総会におきまして素案を議案としてお示しし案としてご議決いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

議長 ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました、この通りでよろしいでしょうか。

山岡委員 農業委員の定数と実数が一致していないのはどういうことでしょうか。

高林委員 農業委員8人の内訳ではなく、この項目に該当する人が何人いるかという数字になっています。

議長 他に何かご意見はありますでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということですので、議案第19号の令和7年度最適化活動の目標設定につきまして決定とさせていただきます。議案第19号は以上です。続きまして、

報告をお願いします。

後藤主任 農地法第18条第6項の規定により農地賃貸借契約の解約等の通知書が提出されましたので報告いたします。1件で横川地区から東堀地区にあたる農地についてです。貸主の意向で合意解約の通知が提出されました。以上です。

議長 ありがとうございました。以上をもちまして、日程4の議事は終了いたします。

議長 以上をもちまして、令和7年第4回岡谷市農業委員会総会を閉会します。

【閉会 午後3時15分】

令和7年4月28日

議長 氏 名 宮 澤 淑

議事録署名委員 氏 名 濱 由 美 子

氏 名 山 田 和 男